

令和7年度食品アクセス全国キャラバン（第1回）（経済的アクセス）質疑応答

事業名等	質問内容	回答者	回答内容
食品アクセス総合対策事業	1 ①ア地域協議会の設置について、支援となる経費はどのようなものが想定されますか。また、都道府県が地域協議会を民間団体に委託する場合も補助の対象になりますか。	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	地域協議会の設置について、支援対象は事務局員の賃金、旅費、消耗品、印刷製本費、会議の開催経費等が想定されます。詳細は、農林水産省のウェブサイトに掲載されている令和7年度「食品アクセス総合対策事業」公募要領（ https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/attach/pdf/250723_143-1-1.pdf ）別表1を参考にしてください。また、都道府県が民間団体に事業の一部を委託する場合も補助の対象となります。
	1 ①ア調整役（コーディネーター）の設置について、専門的な調整役の人材を紹介いただけるのでしょうか。また、調整役の人件費は、補助の対象となりますか。	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	専門的な調整役の紹介については、必要に応じてご相談ください。（一部、回答を修正） また、調整役にかかる経費は、補助の対象となります。
食品ロス削減等総合対策事業	1 ①食品企業が物流事業者等と連携して食品寄附をワンストップで行う取組について、補助対象者は食品寄贈企業でしょうか。	農林水産省 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室	補助対象者は食品寄贈企業だけではなく、流通事業者や、製造事業者、フードバンク等寄附に取り組んでいるNPO法人等も対象となっています。
	「食品ロス削減等総合対策事業」で、以前はフードバンクに対する輸配送経費や倉庫・自動車のリースに対する補助がありました。今後はこのような補助はなくなるのでしょうか。	農林水産省 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室 農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	以前は、新事業・食品産業部の「食品ロス削減緊急対策事業」等において、フードバンクへの倉庫のリース料等を直接支援させていただいていましたが、現在は消費・安全局の「食品アクセス総合対策事業」等において支援しています。 「食品ロス削減等総合対策事業」では、未利用食品の寄附をワンストップで行う実証を支援しており、食品企業と物流事業者、フードバンク等との連携による輸配送費や倉庫の賃貸料等が事業の対象経費になっています。
フードバンクの認証制度（案）について	保険加入がフードバンク認証の要件となっていますが、どのような保険を想定しているのでしょうか。	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	保険内容は、フードバンクの管理上の瑕疵が原因で提供した食品による食中毒が発生した場合などにおいて、第三者に生じた損害を補償するものを想定しています。
	食品取扱量をフードバンク認証の条件として設ける予定はありますか。	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	フードバンク認証の申請項目に、一定量の食品を取り扱っていないと認証は受けられないというような項目を設ける予定はありません。（一部、回答を修正）

事業名等	質問内容	回答者	回答内容
フードバンクの認証制度（案）について	各省庁において、フードバンクへの支援について、フードバンク認証団体のみに限定する予定はありますか。	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	未定です。
		消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	同じく未定です。なお、フードバンク認証を取得しようとする団体に対する支援は、概算要求案でご説明したものを予定しています。
フードバンク認証制度運用及び食品寄附ガイドライン・食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの普及啓発事業	「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」ですが、ホテルのビュッフェにも焦点は当たっているでしょうか。	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の3頁において、本ガイドラインの対象を記載させていただいています。一般食堂、レストラン及びホテルといった業として特定の場所で、食用に供されることを前提として食事の調理及び販売を行う営業者、飲食店の皆様が対象となりますので、ホテルのビュッフェも対象になります。
生活困窮者自立支援の機能強化事業	NPO活動として、市町村と連携し、不登校支援等を行いたいと考えています。その際には、専門家の方とも連携したいと考えていますが、専門家の方も含め支援の対象となりますか。	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	自治体が地域のNPOの良い活動を支援するのが生活困窮者自立支援の機能強化事業です。その活動の中で、専門家の人と一緒に取り組みを行う場合もあると考えています。1 団体50万円と制限はありますが、自治体が当該活動に対して助成しますと判断すれば、本事業の活用が可能です。
支援対象児童等見守り強化事業	「支援対象児童等見守り強化事業」の補助基準額①が、令和7年度と比較して減額されている理由を教えてください。	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課	国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、予算積算における旅費の単価見直しを行ったためです。
	こども家庭庁が想定している「こども」の年齢層を教えてください。	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課	（支援対象児童等見守り強化事業について、）「こども」とは、児童福祉法の児童を指しており、基本的には18歳までです。児童・生徒が兄弟にいれば、家庭全体としての支援が可能です。

事業名等	質問内容	回答者	回答内容
地域こどもの生活支援強化事業	「多様な人物との出会いを通じて将来像を考えるための機会など様々な体験や交流等を提供する事業」が支援対象として追加されていますが、体験や交流を提供する企業や団体等が交付対象の自治体に在ることが支援を受けるための条件になるのか、それとも体験や交流をすることも自治体に居住していれば交付対象の自治体外の団体等についても支援を受けられるのでしょうか。	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課	体験や交流を行う場所は、地域こどもの生活支援強化事業を実施する自治体内であることを想定しています。体験や交流を提供する団体が自治体にあるか否かは、こども家庭庁としては要件とはしていません。事業を実施する自治体の設定によります。
	こども家庭庁が想定している「こども」の年齢層を教えてください。	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課	「地域こどもの生活支援強化事業」の対象としている「こども等」の範囲は、地域の実情に応じて、都道府県等において定めるものとしています。
	「地域こどもの生活支援強化事業」と「児童育成支援拠点事業」の違いを教えてください。対象児童（要対協かどうか）の違いでしょうか。	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 こども家庭庁 成育局 成育環境課	事業の目的の違いにあります。「地域こどもの生活支援強化事業」は、「支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる」ことを目的としています。「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対して個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。
・地域こどもの生活支援強化事業 ・支援対象児童等見守り強化事業	「地域こどもの生活支援強化事業」、「支援対象児童等見守り強化事業」、「児童育成支援拠点事業」を合わせて、複数の事業を基礎自治体との合意の上で行う事は可能でしょうか。	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課 こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 こども家庭庁 成育局 成育環境課	差し支えございません。 ただし、各自治体におかれては、それぞれの事業の目的を踏まえた上で活用する事業を適切に選択いただくとともに、同一の経費について重複して補助を受けることができませんので、経費を切り分けて整理いただきますようお願いいたします。
その他	各事業について、都道府県別の実施状況は公表されていますか。	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	都道府県別の実施状況は公表されていません。
	障害により生活に困窮している方への食品支援の取組などあれば教えてください。	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	生活困窮者自立支援の機能強化事業については、NPO法人等による生活困窮者を支援する取組を広く補助対象としていて、生活に困窮するに至った要因などは問わないことから、本事業の活用が可能と考えます。